

○総務省告示第三百七十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二の四の規定に基づき、令和元年総務省告示第二百六十四号（電波法施行規則第六条の二の四に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年十一月十日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
「二〽八 略」 九 施行規則第六条第四項第五号に規定するもの（施行規則第六条の二の四第三号に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）にあつては、空中線電力が次のいずれかのものであること。 「イ 略」 ロ 一、八九二MHz、一、八九九・一MHz、一、九〇九・一MHz、一、九一一・六MHz又は一、九一四・一MHzの周波数の電波を使用するものであつて、主として同一の構内又はそれに準ずる場所において固定して使用されるものにあつては二〇〇ミリワット以下、主として同一の構内又はそれに準ずる場所において固定して使用されるもの以外のものにあつては一〇〇ミリワット以下であること。 ハ 一、八八五・二四八MHz以上一、九〇四・二五六MHz以下の周波数の電波であつて、一、八八五・二四八MHz及び一、八八五・二四八MHzに一、七二八MHzの整数倍を加えたものにあつては二四〇ミリワット以下であること。	「二〽八 同上」 九 「同上」 「イ 同上」 ロ 一、八九二MHz、一、八九九・一MHz又は一、九一四・一MHzの周波数の電波を使用するものであつて、主として同一の構内又はそれに準ずる場所において固定して使用されるものにあつては二〇〇ミリワット以下、主として同一の構内又はそれに準ずる場所において固定して使用されるもの以外のものにあつては一〇〇ミリワット以下であること。 ハ 一、八九五・六一六MHz以上一、九〇四・二五六MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六MHz及び一、八九五・六一六MHzに一、七二八MHzの整数倍を加えたものにあつては二四〇ミリワット以下であること。
備考 表中の「 」の記載は注記である。	